



統一テーマ

「ともに築こう 豊かな社会 ～誰1人取り残さない2019～」

安全・安心で豊かに暮らすことができる社会の実現のために、消費者自身が当事者としての役割を考え、さまざまな主体と連携して行動することが重要です。

消費者月間とは？

国民の消費生活の安定と向上を目的とした「消費生活保護法（現：消費者基本法）」が昭和43年5月30日に施行されたことを受け、国は5月を「消費者月間」と決めました。

平成30年度 市に寄せられた相談（上位5つ）

- 1位 不当・架空請求
- 2位 土地・建物・設備
- 3位 インターネット回線
- 4位 多重債務
- 5位 特殊詐欺（還付金詐欺を含む）、電気

② トラブルを未然に防ぐポイント ②

■ 訪問販売・訪問購入のトラブル予防

販売員を自宅に上げて話を聞くと断りにくくなります。用件を確認するまではドアを開けず、不要な場合は玄関先できっぱり断りましょう。



■ 電話勧誘販売のトラブル予防

電話であっても長時間話をすると断りにくくなります。知らない人からの電話は相手をせず、すぐに電話を切りましょう。在宅中でも留守番電話を利用する方法も有効です。

■ テレビショッピング、インターネット通販のトラブル予防

クーリング・オフ制度がありません。返品可能であるかなど、申し込み前に利用規約や事業者の所在地など、必ず確認しましょう。



■ 契約トラブルを未然に防ぐには

契約するのは簡単。でも、取消したり解約したりするのは、簡単ではありません。一つの事業者からの話だけでなく、複数の事業者から話を聞き比較するなど、即決せずに慎重に契約しましょう。

★トラブルに遭遇してしまったら…早めの相談を！

商品やサービスの契約など、消費生活に関する相談を受け付け、相談者と共に考え、解決に向けたお手伝いをします。製品事故の情報や多重債務相談も受け付けています。個人情報を外部に漏らすことはありません。相談は**無料**です。



無料「出前講座」を行っています！

～消費者トラブルに関する事例や手口・対処法などを紹介～

老人会などの地域の集まりや学校、職場研修などに出向きます。ぜひご活用ください。